

令和8年度予算案 2,163億円（2,013億円）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,288億円）

※利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業については、別途、重層的支援体制整備事業交付金にも計上（厚生労働省予算）（290億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

«対象事業»

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業（＊）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（＊）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業（＊）
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬ 産後ケア事業
- ⑭ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（新規）

※妊娠健診については地方交付税措置。
＊記載事業は事業主拠出金を充当

«令和8年度予算案における主な充実の内容»

- 一時預かり事業（一般型）について、補助基準額をベースアップするとともに、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施する。
- 病児保育事業について、市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受け入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用要件の対象に追加する。
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業について、物価上昇等を踏まえ、補助基準額の見直しを行う。
- 一時預かり事業（幼稚園型）について、物価上昇等を踏まえ、単価の見直しを行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 等

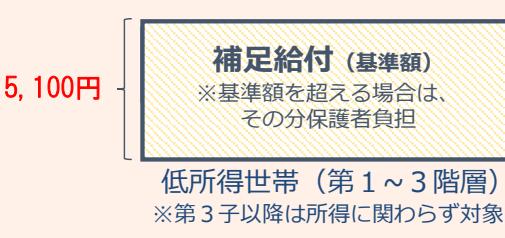
事業の目的

- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費）※新制度に移行していない園に限る



②教材費・行事費等（給食費以外）※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている

※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和8年度補助基準額案（1人当たり月額）】

- ① 給食費（副食材料費） : 5,100円
 ② 教材費・行事費等（給食費以外） : 2,800円

【実績（令和5年度）】

① 給食費（副食材料費）	1号認定 : 6,133か所、 62,918人
② 教材費・行事費等	1号認定 : 659か所、 1,072人
	2号認定 : 2,938か所、 5,972人
	3号認定 : 1,971か所、 2,968人

<子ども・子育て支援交付金>令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

- また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

【実績】

◇ 【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

